

牛勾発生土処理場への土砂運搬時の注意事項及び誓約書

1. 施設内操業時間及び土砂搬入時間は8時30分から17時までとし、日曜祝祭日は操業を行わない。
年末年始、ゴールデンウィーク及びお盆休暇は別途とします。
2. 悪天候等により施設内が悪状態のときは閉鎖する場合があります。
3. 搬入土は建設発生土のみとし、産業廃棄物及び混合廃棄物は搬入できません。
もし搬入した場合は、持帰り又はその責任においてすべての混合物を撤去してもらいます。
4. 搬入土は山梨県中北林務環境事務所に書類を提出しますので、以下の書類を事前に用意して下さい。
 - ・発注者と請負業者で契約した、契約書の写しと残土量がわかる書類（設計書の内訳書等）
 - ・コーン指数試験結果報告書 試験料は1検体16,000円(税別)です。
5. 土砂発生元へ北部開発の職員が出向き、土壌汚染対策法に基づく溶出試験を行うためサンプリングをします。土砂搬出量に応じて複数の検体になる場合があります。
溶出試験項目：カドミウム及びその化合物・シアン化合物・鉛及びその化合物・六価クロム化合物・ヒ素及びその化合物・水銀及びその化合物・セレン及びその化合物・フッ素及びその化合物・ホウ素及びその化合物・アルキル水銀化合物
溶出試験費用は別途ご負担願います。 試験料は1検体55,000円(税別)です。
6. 3,000m³以上の土砂運搬をする場合は、事前に最寄りの山梨県地域県民センターへ「土砂運搬事前協議書」を提出し、事前協議書及び協定の締結書の写しを提出して下さい。
7. 改良材を使用する場合は、事前に使用する材料及び混入した検体を提出し許可を得た後、搬入する。
改良土は塊にならないよう、よく攪拌してから搬入する。改良土は1,000m³ごとに1検体の割合で六価クロム溶出試験を行い、山梨県に報告しますので速やかに提出して下さい。
8. 施設内は管理人及びオペレーターの指示に従って下さい。厳守できない場合は一方的に搬入を禁止します。
9. 申込書は現場ごと作成し、申込み後残土券を発行します。発券には1週間程時間をいただきます。
残土券は必ず1台1枚とし残土券を持参してない車両は一切受入をしません。
同じ現場での追加券につきましては申込書の必要はありません。
10. 土砂運搬車両には必要台数分、北部開発(株)で貸与する「運搬許可車両」の看板を、外から見やすい場所に掲示して下さい。
終了時には速やかに返納すること。紛失時には1枚につき1,000円を徴収します。
11. 1日の土砂搬入計画量を超える場合は、受入を停止する場合があります。
12. 当日の搬入予定を前日までに連絡して下さい。
13. 搬入土量は、大型ダンプ5m³/台として土量換算します。

上記の事項を遵守することを誓約します

令和 年 月 日

北部開発株式会社 殿

運搬担当者名

現場名

担当者携帯番号

発生土量

m³

運搬期間

令和

年

月

日から

令和

年

月

日

元請事業者)

(土砂運搬事業者)

会社名

所在地

作業所長



名称

